

消 防 消 第 1 8 1 号  
消 防 参 第 1 7 2 号  
平成 1 9 年 1 1 月 2 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
(消防学校設置市) 消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消 防 庁  
国民保護・防災部参事官

### 高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について

標記の件について、平成 1 8 年に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和 6 1 年 1 0 月 1 日自治省令第 2 2 号。以下「省令」という。)の一部を改正し、省令第 5 条、第 6 条で規定する高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員は、「人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員」と規定したところです。

この「人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員」については、下記に該当する教育訓練を修了したものとしますのでご配慮願います。

また、貴都道府県から貴管内消防本部(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、この旨通知のうえ、周知されるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象となる教育訓練

##### (1) 次に掲げる消防大学校の教育訓練

- ① 専科教育救助科
- ② 緊急消防援助隊教育科高度救助コース
- ③ 緊急消防援助隊教育科 N B C ・特別高度救助コース

※ 但し、①については、平成 1 8 年度以降に実施された教育訓練とする。

##### (2) 各都道府県等の消防学校が実施する救助科

消防学校において当該教育訓練を実施する場合は、次のとおりとする。  
なお、実施については、各消防学校長の判断によることとする。

##### ア 追加教育訓練項目

救助科の教科目に、省令別表 3 に掲げる救助器具の取扱訓練の実施等を追加する。なお、地域の実情に応じて備えるものとされている器具で、現に備えられていないものについては、必ずしも実施することを要しない。

#### イ 教育訓練時間

原則として、追加した教育訓練に必要な時間数を「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）別表第二に定める140時間に、付け加えることとする。但し、消防学校長が当該140時間の中で、実施可能と判断する場合は、この限りではない。

#### ウ 指導者

上記1（1）の教育訓練を修了した職員、又はこれと同等の能力を有すると消防学校長が認める職員とする。

#### エ その他

実施に際しては、省令第4条に規定する特別救助隊員の資格を有する職員（以下「救助隊員有資格者」という。）が、追加教育訓練項目を受講できるよう配慮するものとする。

### （3）その他の教育訓練

上記1（1）の教育訓練を修了した職員、又はこれと同等の能力を有すると消防長が認める職員が、救助隊員有資格者に対して行う上記1（2）ア「追加教育訓練項目」と同等の教育訓練として消防長が認めるものについても、当分の間、対象となる教育訓練とする。

## 2 その他

高度救助隊又は特別高度救助隊を配備する消防本部にあっては、消防学校から上記1（2）の教育訓練への支援の依頼があった場合は、業務に支障のない範囲で協力をお願いしたいこと。

#### 問い合わせ先

国民保護・防災部参事官付救助係

担 当：坂 野・皆 川

電 話：03-5253-7507

F A X：03-5253-7527

E-mail：[minakawa-y@soumu.go.jp](mailto:minakawa-y@soumu.go.jp)

消防・救急課教養係

担 当：黒 岩

電 話：03-5253-7522

F A X：03-5253-7532

E-mail：[kuroiwa-d@soumu.go.jp](mailto:kuroiwa-d@soumu.go.jp)